

多古町あじさい公園レインボーステージテント修復工事 業者選定に係る公募要項

1. 目的

多古町あじさい公園にあるレインボーステージのテントが、令和元年台風第15号により大破したため、破損前のテントの形状（外観）をそのままに、非常に強い風に対応できる機能を備えたものとして修復したいことから、工事業者を機能性の提案と共に募集するものである。

2. 工事概要

- (1) 工事名 多古町あじさい公園レインボーステージテント修復工事
(2) 所在地 千葉県香取郡多古町多古 747 番地 1（あじさい公園内）
(3) 工事内容 破損前のテントの形状を残しつつ、台風等の非常に強い風に対応できる機能を備えたものとして修復するもの。

①破損状況

- ・天幕が全て破損。（撤去済）
- ・天幕を張っていたワイヤーが1本切れている。
- ・支柱（ステージ裏の細く短いもの）1本が根元から曲がっている。
- ・添付の「被災前後の写真」でも確認可能。

②仕様・条件等

- ・破損前のテントの形状（外観）と概ね同様とすること。
※破損前の写真は、「被災前後の写真」に掲載あり。
- ・台風等の非常に強い風に対応できる機能を備えたものであること。
- ・テント建設時の図面等は、「参考資料」に掲載あり。
- ・現在残る支柱等は、再利用しても、新たに設置してもよい。ただし、不要な部分の解体・撤去・処分費用についても契約金額に含めること。
- ・関係法令を遵守すること。（申請・届出等の手続きの一切を行うこと。また、手数料等についても契約金額に含めること。）
- ・現在、テント下に設置してあるステージ（木造）については、破損の無いようにすること。

※ あじさい公園内への立ち入りは自由です。また、レインボーステージはいつでもご覧いただくことができます。なお、現地で確認される場合は、来園者の迷惑にならないよう配慮願います。

- (4) 契約範囲 調査・設計・関係法令に基づく必要な申請・施行・完成に至るまでの一切
(5) 履行期間 契約締結の翌日から令和2年5月29日（金）まで
(6) 契約限度額 9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3. 応募条件

(1) 応募資格

応募者は、次に掲げる全ての要件を備えていることを条件とし、当該要件を備えていることを証するため、誓約書（様式2）を提出するものとする。

ア 本要項に定める仕様・条件等に対応できる能力があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）第21条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

エ 多古町暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

オ すべての税について滞納がないこと。

(2) 留意事項

ア 応募に係る全ての書類及び作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 審査結果により採択された提案書類の使用に関しては、町に帰属するものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が追うものとする。

オ 提案は、1応募者につき1つのみとする。

カ 提出した書類の変更はできない。

なお、町長は本提出書類について、後日参考資料を求めることができるものとする。

5. 質問の受付

この公募に関する質問がある場合は、質問書（様式4）を電子メールで提出するとともに、電話にてメール着信の確認を行うこと。

(1) 質問書の受付締切 令和2年2月12日（水）正午

(2) 質問書に対する回答期限 令和2年2月21日（金）（予定）

(3) 提出先 「**8. 問い合わせ先・書類提出先**」に記載

6. 応募（提案書の提出）

(1) 応募期限 令和2年2月28日（金）17:00【必着】

(2) 提出書類 ① 応募申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

- ③ 会社概要（様式3）
 - ④ 提案書及び説明資料（任意様式）各2部
※設計・工事等の内容が書面で把握できるように作成すること。詳細な見積書、完成予想図も含めるものとする。
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出先 「**8. 問い合わせ先・書類提出先**」に記載

7. 審査・契約

- (1) 契約候補者を特定するため、書類審査を基本とし審査を行う。なお、審査内容は一切公表しない。
- (2) 審査結果は、すべての応募者へ通知する。
- (3) 応募者は、審査結果について異議申し立てをすることができない。
- (4) 審査の結果、特定された契約候補者と協議の上、多古町財務規則等に基づき契約を締結する。

8. 問い合わせ先・書類提出先

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地
多古町役場 1階 都市計画課 都市計画係（担当：香取・三枝・前橋）
電話番号 0479-76-5408
メールアドレス toshikeikaku@town.tako.chiba.jp

※書類を持参する場合の受付時間は、平日の8：30から17：00まで（12：00から13：00を除く）とする。